

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年6月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで
③ 昭和39年11月から40年3月まで
④ 昭和40年7月から41年3月まで
⑤ 昭和41年10月から42年9月まで

私は、昭和36年4月にA県B市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、同市で町内会の集金により夫婦二人分を納付したはずである。41年12月にC市へ転居してからも、夫と同様に納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和37年4月から同年6月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料を納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人についても当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間、②、③及び④について、B市の国民年金被保険者名簿において、申立人とその夫は、ともに当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す記載が無い

ことから、現年度納付しなかったものと推認され、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張も無く、申立人とその夫に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致していることから、申立人は、当該期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

また、申立期間⑤について、申立人は、昭和41年11月28日にB市からC市に転出したことが、B市の国民年金被保険者名簿に記載されており、申立人が申立期間の国民年金保険料をC市で納付するには、国民年金の住所変更手続を行う必要があるが、同市において当該手続が行われた形跡は見当たらない上、61年9月2日付けで申立人の第3号被保険者に係る届出が処理され、上記の国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号（*）が付番されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、申立期間について、保険料の納付又は免除申請手続を行わなかったものと考えられる。

なお、申立人の夫については、昭和42年7月から同年9月までについて、国民年金保険料が申請免除となっている記録が有るが、これは申立人の夫が41年8月8日にB市から転出したD県E郡F町（現在は、G市）における記録であることが、申立人の夫に係る特殊台帳で確認できる。

さらに、申立人又はその夫が申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで

私が20歳のとき、父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、昭和44年6月から61年3月までの国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、過年度納付書を発行したものと考えられる「納付書作成日 61.6.14」の記載が、オンライン記録により確認できることから、当該納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年6月及び同年7月を15万円、同年8月を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成19年6月から同年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年9月から20年2月まで、同年4月、同年6月及び同年7月における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果16万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年9月及び同年10月は14万2,000円、同年11月は12万6,000円、同年12月は14万2,000円、20年1月は11万8,000円、同年2月は13万4,000円、同年4月は12万6,000円、同年6月は15万円、同年7月は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月1日から20年7月31日まで
平成19年6月から20年7月までのA株式会社の年金記録について、

保険料控除金額と異なっている。19年9月から20年7月までは会社が訂正届を行ったが、時効により年金給付の対象とはなっていない。全ての期間について、給付に反映するよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年6月から同年8月までの期間について、A株式会社が保管する賃金台帳から、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、平成19年6月及び同年7月を15万円に、同年8月を14万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続を誤って届け出たことを認めていることから、上記賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年9月から20年2月までの期間、同年4月、同年6月及び同年7月については、オンライン記録では、当該期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年9月に9万8,000円から16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、上記賃金台帳から、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記特

例法に基づき、上記賃金台帳における報酬額及び保険料控除額から、平成19年9月及び同年10月は14万2,000円、同年11月は12万6,000円、同年12月は14万2,000円、20年1月は11万8,000円、同年2月は13万4,000円、同年4月は12万6,000円、同年6月は15万円、同年7月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保管している厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載から、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した平成22年9月22日に訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年3月及び同年5月については、賃金台帳に記載された給与総支給額に相当する標準報酬月額（9万8,000円）が、オンライン記録から確認できる標準報酬月額（9万8,000円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間③は34万1,000円、申立期間④は51万5,000円、申立期間⑤は37万円、申立期間⑥は50万3,000円、申立期間⑦は37万9,000円、申立期間⑧は52万9,000円及び申立期間⑨は38万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から17年9月1日まで
② 平成17年9月1日から18年9月1日まで
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年7月14日
⑥ 平成18年12月14日
⑦ 平成19年7月13日
⑧ 平成19年12月14日
⑨ 平成20年7月15日

申立期間について、給与及び賞与の支給額と社会保険庁（当時）にお

ける標準報酬月額及び標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間③は34万1,000円、申立期間④は51万5,000円、申立期間⑤は37万円、申立期間⑥は50万3,000円、申立期間⑦は37万9,000円、申立期間⑧は52万9,000円及び申立期間⑨は38万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①に係る標準報酬月額は、当初26万円、申立期間②に係る標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月に申立期間①は30万円、申立期間②は32万円に訂正されており、同記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑧における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②、③及び④は10万円、申立期間⑤は7万9,000円、申立期間⑧は7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年9月1日まで
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年7月14日
⑤ 平成18年12月14日
⑥ 平成19年7月13日
⑦ 平成19年12月14日
⑧ 平成20年7月15日

申立期間について、給与及び賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準報酬月額及び標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間②、③、④、⑤、及び⑧に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、③、④、⑤及び⑧に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間②、③及び④は10万円、申立期間⑤は7万9,000円、申立期間⑧は7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①に係る標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月に28万円に訂正されており、同記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間⑥及び⑦については、賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額と同一額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び⑤における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は8万3,000円、申立期間⑤は10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年9月1日まで
② 平成18年12月14日
③ 平成19年7月13日
④ 平成19年12月14日
⑤ 平成20年7月15日

申立期間について、給与及び賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準報酬月額及び標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間②及び⑤に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び⑤に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間②は8万3,000円、申立期間⑤は10万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①に係る標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月に22万円に訂正されており、同記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間③及び④については、賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額と同一額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成2年11月から3年2月までは38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月から同年11月までは34万円、同年12月は38万円、4年1月から同年4月までは36万円、同年5月から同年8月までは26万円、同年9月から5年6月までは32万円、同年7月から同年9月までは34万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、6年1月は38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月から7年3月までは38万円、同年4月から同年8月までは30万円、同年9月は34万円、8年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月から9年4月までは41万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月から11年8月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を同年9月から19年8月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月20日から平成20年6月21日まで
社会保険庁（当時）が記録している株式会社Aにおける申立期間の標

準報酬月額、私が所持している給与明細書の保険料控除額と明らかに見合っていない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年10月20日から平成20年6月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和62年10月20日から平成18年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年7月1日から20年6月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成2年11月から7年9月までの期間及び8年4月から11年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、平成2年11月から7年9月までの期間及び8年4月から11年8月までの期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる報酬額及び厚生年金保険料の控除額から、平成2年11月から3年2月までの標準報酬月額については38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月から同年11月までは34万円、同年12月は38万円、4年1月から同年4月までは36万円、同年5月から同年8月までは26万円、同年9月から5年6月までは32万円、同年7月から同年9月までは34万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月

は 41 万円、6 年 1 月は 38 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 44 万円、同年 5 月は 38 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 38 万円、同年 9 月は 44 万円、同年 10 月は 41 万円、同年 11 月から 7 年 3 月までは 38 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 34 万円、8 年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月は 41 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月から 9 年 4 月までは 41 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 44 万円、同年 7 月から 11 年 8 月までは 47 万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の給与明細書において確認できる報酬額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンラインに記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、全国宅地建物取引業厚生年金基金が記録する申立人に係る標準報酬月額が社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額とほぼ一致することから、事業主は、同給与明細書で確認できる報酬額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成 2 年 9 月までの期間及び 12 年 8 月から 14 年 10 月までの期間については、申立人は、給与明細書等を保管しておらず、11 年 9 月から 12 年 7 月までの期間については、申立人の預金通帳により給与の振込額は確認できるものの、総支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、平成 2 年 10 月については、事業主が保険料は翌月控除であると回答していることから、翌月の給与明細書から保険料控除額は確認できるものの、総支給額を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成 2 年 10 月までの期間及び 11 年 9 月から 14 年 10 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、平成 7 年 10 月から 8 年 3 月までの期間及び 14 年 11 月から 18 年 6 月までの期間については、給与明細書に記載されている保険料控除額

から算出した標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

次に、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年9月1日までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、41万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額を、平成18年9月から19年8月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、平成18年7月1日から同年9月1日までの期間及び19年9月1日から20年6月21日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる17年4月から同年6月までの期間及び19年7月から20年4月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額を事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA県B管理事務所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和24年4月及び同年5月の標準報酬月額については、同年4月を8,100円、同年5月を8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年11月まで
A県B管理事務所(A県C室)についての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
なお、同管理事務所を退職後、D株式会社に勤務したが、この間に、どこにも勤務していなかった期間が有ったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、A県B管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が記載されていないことが確認できるものの、同年4月1日に被保険者資格を取得し、同年5月の改正後の標準報酬等級が記載されており、申立期間当時の同僚の供述から判断して、申立人がA県C室に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、昭和24年4月1日に被保険者資格を取得し、その前日である同年3月31日に被保険者資格を喪失したとの記載が有ることが確認できる。

さらに、日本年金機構E事務センターは、「申立人以外の被保険者についても、被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない者が多数確認できるが、その理由は不明である。」と回答しているところ、上記の被保険者のうち、被保険者名簿に資格喪失日が記載されていないが、オンライン記録において資格喪失日が確認できる者がおり、社会保険事務所におけるA県B管理事務所の被保険者に係る年金記録の管理が適切ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA県B管理事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年6月1日であると認めるのが相当である。

なお、昭和24年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人のA県B管理事務所における社会保険事務所の記録から、同年4月を8,100円、同年5月を8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年6月1日から同年11月までの期間については、A県には資料が保管されておらず、当時の同僚は申立人を記憶していないことから、当該期間におけるA県B管理事務所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない上、申立人は当該事業所から次の事業所に勤務するまで空白期間があったと供述している。

このほか、申立期間のうち、昭和24年6月1日から同年11月までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成13年5月26日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成13年1月から同年4月までの標準報酬月額については62万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から同年5月26日まで
私は、平成13年5月まで株式会社Aで厚生年金保険に加入しており、申立期間の厚生年金保険料が控除されている給与明細書を所持しているので確認して、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る商業登記簿謄本の役員欄の記載、申立人が所持する給与支給明細書、株式会社Aが保管する申立人に係る平成13年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、平成13年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、オンライン記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成13年6月22日)の後の平成13年6月25日に、申立人及び二人の役員について、同年1月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している旨の処理が行われており、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」においても、B社会保険事務所(当時)が同年6月26日に通知していることが確認できる。

また、平成13年度滞納処分票により、平成13年5月当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人が所持する給与支給明細書及び株式会社Aが保管する申立人に係る平成13年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の記録から、申立人は平成13年1月分から同年4月分に係る標準報酬月額62万円に基づく厚生年金保険料額を給与から控除されていたことが確認できる。

加えて、上記滞納処分票において、株式会社Aの当時の他の担当役員が、社会保険事務所において、平成13年5月末で事業閉鎖すること、及び役員を含む従業員の被保険者資格を喪失させることに関する申出を行っていたことが確認できることから、申立人は当該喪失処理に関して関与していなかったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年6月25日付けで行われた遡及処理は事実即したものとは考え難く、申立人について同年1月1日に遡って厚生年金保険の被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該資格喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記役員の供述から判断して同年5月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成12年12月のオンライン記録上の標準報酬月額から、62万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年4月から9年9月までの標準報酬月額を、32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年1月及び同年2月、同年4月、同年8月及び同年9月は38万円、同年12月は59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から9年10月1日まで
② 平成9年10月1日から12年4月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち平成8年4月から9年9月にかけて、実際に控除されていた厚生年金保険料よりも標準報酬月額が低く記録されているので、自分の年金記録についても調査の上、記録の訂正をしてほしい。また、平成11年のうち数か月は給与額の高い月があるので、この月の標準報酬月額についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人の平成8年4月から同年12月までの標準報酬月額については、当初32万円と記録されていたところ、9年1月9日付けで、申立人を含む25人の標準報酬月額の記録が8年4月に遡って9万2,000円に引き下げられ、申立人の場合9年9月まで継続していることが確認できる。

また、A株式会社の元事業主は、「当時は経営が悪化し、社会保険料の滞納額が増大していた。社会保険事務所からの提案により標準報酬月額を遡って引き下げる措置を行った。その後、社会保険事務所の是正勧告を受け、平成9年12月に標準報酬月額の訂正取消しの届出を行なったが、当時幹部社員だった者については訂正取消しの届出を行っていない。賃金台帳は保管していない。」と供述している。

さらに、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書及び賃金台帳によると、総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当初、オンライン記録に記載されていた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年1月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年4月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②のうち、平成11年1月及び同年2月、同年4月、同年8月及び同年9月は38万円、同年12月は59万円とすることが必要である。

なお、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の社会保険関係の書類が残されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与明細書等で確認できる厚生年金保険控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②うち、平成9年10月から10年12月までの期間、11年3月、同年5月から同年7月までの期間、同年10月及び同年11月並びに12年1月から同年3月までの期間については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は50万4,000円、申立期間②は69万7,000円、申立期間③は52万2,000円、申立期間④は70万7,000円、申立期間⑤は52万2,000円、申立期間⑥は72万5,000円及び申立期間⑦は52万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月14日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成19年12月14日
⑦ 平成20年7月15日

申立期間について、賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①は50万4,000円、申立期間②は69万7,000円、申立期間③は52万2,000円、申立期間④は70万7,000円、申立期間⑤は52万2,000円、申立期間⑥は72万5,000円及び申立期間⑦は52万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は42万円、申立期間②は54万円、申立期間③は42万7,000円、申立期間④は53万6,000円、申立期間⑤は42万7,000円、申立期間⑥は55万円及び申立期間⑦は42万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月14日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成19年12月14日
⑦ 平成20年7月15日

申立期間について、賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①は42万円、申立期間②は54万円、申立期間③は42万7,000円、申立期間④は53万6,000円、申立期間⑤は42万7,000円、申立期間⑥は55万円及び申立期間⑦は42万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は44万4,000円、申立期間②は56万5,000円、申立期間③は46万2,000円、申立期間④は56万4,000円、申立期間⑤は46万2,000円、申立期間⑥は57万8,000円及び申立期間⑦は46万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月14日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成19年12月14日
⑦ 平成20年7月15日

申立期間について、賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①は44万4,000円、申立期間②は56万5,000円、申立期間③は46万2,000円、申立期間④は56万4,000円、申立期間⑤は46万2,000円、申立期間⑥は57万8,000円及び申立期間⑦は46万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は22万1,000円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は23万6,000円、申立期間④は29万円、申立期間⑤は23万8,000円、申立期間⑥は31万5,000円及び申立期間⑦は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月14日
⑤ 平成19年7月13日
⑥ 平成19年12月14日
⑦ 平成20年7月15日

申立期間について、賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①は22万1,000円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は23万6,000円、申立期間④は29万円、申立期間⑤は23万8,000円、申立期間⑥は31万5,000円及び申立期間⑦は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は62万4,000円及び申立期間②は46万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月15日

申立期間について、賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間①及び②に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間①は62万4,000円及び申立期間②は46万8,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

申立期間について、賞与の支給額と社会保険庁（当時）における標準賞与額を比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳により、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が

申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格取得日は昭和21年9月1日、資格喪失日は26年8月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から26年8月1日まで
昭和21年9月1日から26年8月1日までA株式会社において勤務した。年金事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和21年9月1日に資格を取得した旨記載されているが、資格喪失日の記載が無い。

しかし、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年までの標準報酬等級の改定が記録され、26年及び27年はB県認定のゴム印が押印されていることが確認できる。

また、申立人は、「次の勤務先のC株式会社に勤めるまで、A株式会社で勤務していた。」と供述しており、元同僚も、「自分は、昭和26年にA株式会社を退職後、C株式会社で引き続き勤務していた。自分が退職後も申立人はA株式会社に継続して勤務しており、C株式会社においても一緒に勤務していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によれば、上記同僚は、A株式会社及びC株式

会社において被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立人についても、C株式会社において昭和26年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、A株式会社において被保険者資格を有していたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年9月1日、資格喪失日は26年8月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年7月16日は27万6,000円、同年12月10日は41万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月10日

私は、平成10年3月に、A病院に入社し、同院内の職員食堂において勤務していた。17年3月に退職するまでの期間、夏期及び冬期賞与は支給されていたのに、16年度夏期及び冬期の賞与の記録が無い。賞与は支給されており、保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する「平成16年給与所得に対する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の記録及び当該事業所の総務課担当者の供述から、申立人は、平成16年7月16日及び同年12月10日に同病院から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の「平成16年給与所得に対する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる支給賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は27万6,000円、申立期間②は41万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の事務処理を誤ったとして、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していない旨回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年1月1日まで
(A社)
② 昭和29年1月10日から31年1月31日まで
(株式会社B)
③ 昭和31年11月26日から34年7月26日まで
(株式会社B)

脱退手当金制度が有ることすら知らなかったので、脱退手当金を請求していない。脱退手当金支給通知書も受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、社会保険事務所（当時）の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示を押印することとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が認められない。

また、申立人は、昭和34年4月に婚姻しているが、申立期間①、②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも氏名変更処理が行われておらず旧姓のままであることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B株式会社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年12月11日、資格喪失日が17年2月1日とされ、当該期間のうち、17年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月31日から同年2月1日まで
A社に平成17年1月31日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日となっているため、同年1月が被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年12月11日、資格喪失日が17年2月1日とされているが、当該期間のうち同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の記録、A社の事業を引き継ぐB株式会社から提出さ

れた平成 17 年 1 月分の出勤簿及び同年 1 月分の賃金台帳により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B 株式会社から提出された平成 17 年 1 月分賃金台帳の報酬額及び厚生年金保険料控除額から 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和31年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月19日から同年10月1日まで

国の記録では、私がA社で厚生年金保険被保険者となったのは昭和31年10月1日からとされているが、実際には同年9月19日から勤務しており、同年9月分の保険料が同年10月分の給与から控除されていた。給与明細書も持っているので、調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する申立人に係る従業員経歴書から、申立人が昭和31年9月19日からA社に勤務したことが確認でき、同社が保管する賃金台帳及び申立人が所持する同年10月分給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、株式会

社Bが保管する賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額から3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は昭和31年10月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 2222 (事案 597 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 11 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 52 年 3 月まで

私は、父母及び姉と同居し、私以外は国民年金保険料納付の事実があり、姉については 20 歳から父親が納付していたので、家業に従事していた私についても姉と同様に父親が納付していたはずである。なお、納付方法は、集金ではなく区役所窓口で納付したと思う。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 53 年 3 月頃となっており、この頃に国民年金の加入手続がなされたものと推認され、この時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、この時点では特例納付は行われておらず、遡って納付したとの主張も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その両親が国民年金保険料を納付済みであり、申立人の姉は 20 歳から保険料を納付しているので、申立人についても保険料が納付されているはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、申立人の父親については昭和 45 年 10 月に払出しを受け 5 年年金に加入し、申立人の母親についても 36 年 10 月に払出しを受け同年 4 月から保険料を納付していることが、オンライン記録で確認できるものの、申立人

の姉は 45 年 11 月に同手帳記号番号の払出しを受け、同年 4 月からの保険料は納付済みで、同年 2 月及び同年 3 月は未納となっており、申立人は 53 年 3 月に同手帳記号番号の払出しを受けたが、納付済みとなっている昭和 52 年度は過年度納付であることが領収済通知書で確認でき、申立期間については、前回決定のとおり、申立人から遡って保険料を納付したとの主張は無く、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から55年3月まで

私の国民年金保険料は、妻が自身の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

また、運転免許証の書換えでは名前を「A」と入力されており、国民年金の場合も誤って入力された可能性がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の妻が自身の保険料と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和52年5月の厚生年金保険被保険者資格喪失後、B市において、国民年金の再加入手続を行うことが必要であるが、同市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は、申立期間について掲載されていないことから、同市では被保険者として管理しておらず、申立期間の保険料は現年度納付されなかったものと考えられる。

また、申立人は、上記の収滞納リストにおいて、昭和55年度から掲載されていることが確認できることから、同年度中に国民年金の再加入手続を行ったものと推認できるが、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人から遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料は未納であることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認できる。

加えて、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を「A」を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの期間、59年11月から60年8月までの期間及び61年6月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年8月まで
② 昭和59年11月から60年8月まで
③ 昭和61年6月から62年2月まで

昭和55年4月頃に会社を退職すると同時に、A県B市役所で国民健康保険と併せて国民年金にも加入し、その後も会社を退職するたびに再加入の手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月頃にB市役所で国民年金に加入し、その後も会社を退職するたびに国民年金の再加入手続きを行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内及びC県内全てについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿及びF市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は登録されていないことから、両市では申立人を国民年金の被保険者として管理しておらず、申立期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間で

あり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人又は申立人の妻が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年5月までの期間及び59年12月から平成2年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から50年5月まで
② 昭和59年12月から平成2年6月まで

私は、平成2年6月頃に区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から、未納期間の保険料を納付しなければ、国民年金に加入できないと言われ、窓口で申立期間の保険料を現金で納付した。年金手帳には「初めて被保険者となった日」の欄に昭和49年6月1日と記載されている上、[A]と押印されており、申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年6月頃に国民年金の加入手続を行い、その際申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前の番号の国民年金被保険者記録及びオンライン記録により確認できる申立人の保険料納付日により、平成4年8月にB区において払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この払出時点では、申立期間①及び②は、既に時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、納付可能な平成2年7月から4年3月までの国民年金保険料額18万3,600円を4年8月17

日に一括で過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、このことを誤認している可能性もうかがわれる。

なお、申立人が所持する年金手帳には、昭和49年6月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、50年6月2日に同資格を喪失、その後59年12月21日に再取得した旨の記載があるが、この記載は、申立期間①及び②について国民年金の被保険者資格を有していることを示すものであり、保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から54年3月まで
母親が、昭和49年10月に国民年金の加入手続を行い、54年3月まで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和49年10月に国民年金の加入手続を行い、54年3月まで国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて「B（漢字）」、「C（カナ）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から48年3月まで

夫が会社を退職した昭和42年5月頃、A市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、市役所から送付されてきた納付書で、毎月、郵便局で二人分を納付していた。納付書は年金手帳と同じ大きさで、その納付書に領収印をもらって年金手帳に貼り付けていた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和42年5月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月にA市において夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人夫婦が国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人は、昭和33年3月から43年11月までの間、厚生年金保険の被保険者期間であることがオンライン記録により確認できることから、申立ての42年5月頃から43年11月までは国民年金と重複して加入し、国

民年金保険料も納付していたとは考え難い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から48年3月まで

会社を退職した昭和42年5月頃、妻がA市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が市役所から送付されてきた納付書で、毎月、郵便局で二人分を納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和42年5月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月にA市において夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年12月まで

私は、A県B市に住み、C県内に転居した。申立期間当時は失業状態であったので、将来を思った母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和41年4月1日から43年12月31日までB市役所に勤務し、当該期間はA県市町村職員共済組合の加入期間であることが、申立人に係る「退職一時金決定請求書」により確認できることから、申立期間については、国民年金に加入していなかったものとみるのが相当である。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月にD市E区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手

帳記号番号払出簿検索システムによりA県内及びC県内全てについて、「F（漢字）」及び「G（カナ）」で検索したが、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から52年3月まで

私は母親から、私が20歳になった際に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年11月までの期間及び43年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年11月まで
② 昭和43年4月から52年3月まで

私の国民年金については、20歳になった昭和39年*月に母親がA県B市において加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。43年4月に婚姻してからは、夫の母親が夫の分と一緒に申立期間②の保険料を納付してくれていた。申立期間①及び②が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和39年*月にB市において国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②の保険料は、申立人の義母が申立人の夫の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、B市において国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の

国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行なわれたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親及び義母又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。この期間は、A 株式会社に喫茶店の店員として勤務していた期間であり、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主に照会したところ、「A 株式会社は実質的に倒産しているため、当時の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答をしている。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「申立人の申立期間における雇用形態は不明である。」と供述している上、そのうちの一人は、「昭和 62 年 9 月 1 日に、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となる前には、同社において厚生年金保険の資格を取得していた者はいない。厚生年金保険に加入する前には、保険料控除はされていなかった。」と供述をしている。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間において申立人は、国民年

金に加入していることが確認できる。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 19 日から同年 5 月 31 日まで
年金記録では、A組合における資格喪失日が昭和 48 年 2 月 19 日になっているが、同年 5 月 31 日まで働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合元代表理事は、「組合は既に解散し、人事記録や賃金台帳など資料、記録は保存されていない。当時の担当者に連絡したが申立人を知らないという返事があった。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、申立期間にA組合に勤務していた複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容に係る供述を得ることはできない。

さらに、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 48 年 2 月 19 日と記載されている上、同年 2 月に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人がA組合を離職した日は、昭和 48 年 2 月 17 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2350 (事案 159 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年12月25日まで
申立期間に株式会社AのB工場に勤務していたのは事実で、給与から厚生年金保険料が引かれていたことを社会保険事務所(当時)の職員が証言したことや新たに当時の同僚を思い出したので、詳しく調べ直して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 後継事業所は当時の書類を保管していないこと、ii) 株式会社Aに係る申立期間における厚生年金保険加入記録が無いこと、iii) 雇用保険被保険者加入記録においても、申立期間について申立人の記録は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、C社会保険事務所(当時)を訪ねた際、同所職員が、厚生年金保険料については給与から控除していたが、事業主が納付していない旨の証言をしたとして再申立てしているが、その主張内容を裏付ける事情は見当たらない。

また、申立人が新たに同僚として挙げている工場担当の当時60歳の男性及び事務担当の当時40歳の男性については、当該同僚と推定される者は既に亡くなっているため供述を得ることはできず、そのほかに申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者としてその給与から事業主により保険料を控除されていたことをうかがわせる情報は無い。

さらに、株式会社Aに係る関連会社のうち、申立期間において厚生年金保険適用事業所としての記録の有る7事業所について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の記載は見当たらず、申立期間当時にB工場を所有していた有限会社Dは厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月7日から34年2月1日まで
② 昭和34年5月1日から35年5月1日まで
③ 昭和35年11月1日から36年2月1日まで

A社B支店における厚生年金保険の被保険者の記録が飛び飛びになっているが、昭和32年2月7日から36年4月まで同社B支店に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が個人別に契約目標を示していた指令書及び申立人が所持する職場での写真により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

また、A社B支店に勤務していた複数の同僚は、「営業の外務員として採用されると目標の契約金額が設定され、それを達成すると社員になり厚生年金保険の被保険者資格を取得するが、その後も目標を達成できないと社員でなくなり、厚生年金保険の被保険者資格は喪失となり、その期間の厚生年金保険料は控除されない。また、自身の厚生年金保険加入期間と勤務期間も一致していない。」と回答しており、申立期間当時、同社B支店では、営業の外務員については、必ずしも勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 12 月 26 日から 45 年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 5 月 1 日から 60 年 12 月 20 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）には、昭和 35 年 8 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで継続して勤務し、C株式会社には、同年 9 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで継続して勤務し、D株式会社には、同年 1 月 1 日から昭和 60 年 12 月 20 日まで引き続き勤務していたが、申立期間①、②及び③が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社が保管する申立人の退職願において、申立人は、昭和 44 年 12 月 25 日付けでの退職を希望していることが確認できるとともに、同社から提出された従業員名簿においても、申立人の退職年月日は同年 12 月 25 日であることが確認でき、同社では、「申立人について、昭和 44 年 12 月 26 日を資格喪失日とする旨の届出を行った。」と回答している。

また、申立期間①において、A株式会社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、資格喪失日は昭和 44 年 12 月 26 日と記載されている上、45 年

1月に健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

申立期間②について、C株式会社に勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社は既に解散しており、元事業主に照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賃金台帳等の関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が次に勤務したD株式会社は、申立人の入社年月日は昭和47年1月7日である旨回答している上、申立人は、同年4月から48年12月までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和47年3月に健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

申立期間③について、D株式会社に勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D株式会社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人が同社を退職した日は昭和57年4月30日、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日は同年5月1日と記載されており、同社は、申立人の退職日は同年4月30日であり、同年5月1日を資格喪失日として届出を行った旨回答している。

また、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、資格喪失日は昭和57年5月1日と記載されている上、同年5月に健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人がD株式会社を離職した日は昭和57年4月30日であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から42年8月頃まで

株式会社A(現在は、株式会社B)における厚生年金保険の被保険者記録が無いが、昭和30年から42年8月頃まで同社に勤めていたので調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管しておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の妻が所持する写真で仲人であると主張している前事業主は既に死亡している上、上記の複数の同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2354 (事案 1359 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 5 月 1 日から 22 年 6 月 25 日まで
(A株式会社B工場)
② 昭和 23 年 6 月 5 日から 26 年 4 月 21 日まで
(有限会社C)

有限会社Cの元経営関係者から、「申立期間当時、脱退手当金について、事業主が代理請求していない。」旨の文書を得たので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①及び②の脱退手当金は、i)支給額に計算上の誤りは無く、それぞれ厚生年金保険被保険者資格喪失日の約4か月後及び約9か月後に支給決定されていること、ii)申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間①に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 270 円 22.10.3」及び申立期間②に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 5,549 円 27.1.17」が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日はオンライン記録と一致することなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、有限会社Cの元経営関係者から、「申立期間当時、脱退手当金について、事業主が代理請求していない。」旨の文書を得たとして、再申立てを行っているが、当該文書は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。